

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則

(環境政策課)

一

告 示

○県税に関する申告の期限の延長

(税 務 課)

二

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

二

○生活保護法による指定介護機関の指定

(社会福祉課)

三

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

(同)

四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

五

○飼料の試験結果の公表

(畜 産 課)

五

○海岸保全区域の変更

(水産業基盤整備課)

六

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

七

○海岸保全区域の変更(三件)

(河 川 課)

七

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

一〇

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

一五

○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託

(警察本部会計課)

一六

公 告

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

(精神保健推進室)

一六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の辞退の届出

(同)

一六

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

一七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

一七

教育委員会

○宮城県教育委員会職員安全管理規程の一部を改正する訓令

一七

○教育委員会定例会の開催

一七

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

一八

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

一九

収用委員会

○石巻市道元明神大街道東二丁目線1号事件裁決手続開始決定

一九

○県道山下停車場線1号事件裁決手続開始決定

一九

規 則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則(平成十五年宮城県規則第四百号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「引き渡した」の下に「フロン類を」を加え、同条第三項第九号中「第四十九条第一号イ」を「第四十九条第一号ロ」に改める。
第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条第一項中「前条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(電磁的記録による作成)

第七条 認定事業者が、前条第一項に規定する事項について電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成を行う場合は、認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による保存)

第八条 認定事業者は、第六条第一項に規定する事項について電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を、認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 認定事業者が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、及び当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

2 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則(平成十五年宮城県規則第百四号)の項を削る。

別表第五フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の項を削る。

告 示

○宮城県告示第百八十二号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第十三条第一項の規定により、同条例第四十九条第一項及び第二項の規定による令和二年度の個人の事業税の申告に関する期限のうち、次に掲げる地域に事務所又は事業所を有する納税義務者に係るものについては、令和二年四月十六日まで延長する。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県内の市町村(角田市及び伊具郡丸森町を除く。)

○宮城県告示第百八十三号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	Young Love Comicya 3 March 2020 18815103	株式会社宙おぞら出版
二	雑 誌	無敵恋愛S*girl 0857713 3 2020	株式会社ぶんか社
三	雑 誌	恋愛白書パステル 19625104 2020 4 APR.	株式会社宙おぞら出版
四	雑 誌	恋愛宣言PINKY 08877104 4月号 2020	株式会社秋水社
五	雑 誌	miniSUGAR 18425103 3月号 2020	株式会社秋水社
六	雑 誌	麗人 0961313 2020 mar.	株式会社竹書房
七	雑 誌	BEI BOY GOLD 2月号 2020	株式会社リブレ

八	雑誌	17779102 EX特ダネ NG SHOT 第3号 0545213	株式会社インテルフイ ン
九	書籍	裏モノJAPAN ベストセレクション 欲望追究の20年史 BLACK ISBN9781418653711701	株式会社鉄人社
十	書籍	3 男のエロ知恵140 ISBN9781418653711751	株式会社鉄人社
十一	雑誌	8 裏モノJAPAN 4 2020 01805104	株式会社鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が、一から八の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、九の図書類にあつては、著しく犯罪を誘発し、十及び十一の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
南桜ホームケアクリニック	柴田郡大河原町字南桜町七ー八	齋藤 雄一	柴田郡大河原町字南桜町二ー一	令和元年十二月一日

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
南桜ホームケアクリニック	柴田郡大河原町字南桜町七ー八	齋藤 雄一	柴田郡大河原町字南桜町二ー一	令和元年十二月一日

三 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
社会福祉法人紀心会グループホームメサイア	亶理郡山元町山寺字堤山八―三	社会福祉法人紀心会	亶理郡山元町山寺字堤山八―三	令和元年十二月一日

四 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
南桜ホームケアクリニック	柴田郡大河原町字南桜町七―八	齋藤 雄一	柴田郡大河原町字南桜町二―一	令和元年十二月一日

五 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
南桜ホームケアクリニック	柴田郡大河原町字南桜町七―八	齋藤 雄一	柴田郡大河原町字南桜町二―一	令和元年十二月一日

六 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
社会福祉法人紀心会グループホームメサイア	亶理郡山元町山寺字堤山八―三	社会福祉法人紀心会	亶理郡山元町山寺字堤山八―三	令和元年十二月一日

○宮城県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
マリーン調剤薬局上桜木店	富谷市上桜木二―一―七	株式会社アクア	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和元年十一月一日

特別養護老人ホーム七峰荘

黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地三

社会福祉法人永楽会

介護予防短期入所生活介護

令和元年十二月一日

○宮城県告示第百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇五二二	めだかのたいよう 石巻市蛇田字小斎八	型 就労継続支援B	株式会社めだか	令和二年三月一日
○四一九一七〇九〇	みんなの家 多賀城市山王字東松浦四一	居宅介護	株式会社グリインファミリ	令和二年三月一日
○四一三一〇〇一六五	よつば農園 遠田郡美里町字峯山三十二番地五	就労継続支援B型	株式会社エール	令和二年三月一日

○宮城県告示第百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇二二〇四一四	NPO法人介護センター 石巻市前谷地字河原南一三五番地	居宅介護	特定非営利活動法人心動	令和二年三月三十一日
○四一二六三〇〇二二	松島医療生活協同組合まつしまホーム ヘルパー 宮城県松島町松島字普賢堂一四まつしまの郷	重度訪問介護	松島医療生活協同組合	令和二年三月三十一日

○宮城県告示第百八十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和元年十月及び十二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

令和元年12月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反の有無及び違反の内容
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	60%フイッシュミール	R01.12	重金属-カドミウム, 鉛, 水銀	無
株式会社稲井 塩釜市	同左	60%イナホフイッシュミール	R01.12	重金属-カドミウム, 鉛, 水銀	無

栄養成分に関する検査

令和元年10月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社サイボク飼料 栗原市	同左	肥育用4	R01.10	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

令和元年12月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反の有無及び違反の内容
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	60%フイッシュミール	R01.12	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗灰分	無
株式会社稲井 塩釜市	同左	60%イナホフイッシュミール	R01.12	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗灰分	無

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第百八十九号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和四十一年宮城県告示第三百

七十八号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村井嘉浩

高森沢	地境沢	3下田沢の沢	2下田沢の沢	1下田沢の沢	下田沢	木戸沢	大六天沢	西原沢2	西原沢1	大手門沢	根地木沢	新田沢	石積沢	棒目木沢3	棒目木沢2	薬師前沢	岩谷堂沢	中山田	中山田沢2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
仙台市青葉区大倉字高森、字滝ノ上、字西風側(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字赤岩(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字下田沢(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字下田沢(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字下田沢(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字上田沢(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字木戸(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字大六天(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字西原(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字西原(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字大手門(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字根地木(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字新田(次の図のとおり)	仙台市青葉区熊ヶ根字石積、字赤沢山(次の図のとおり)	仙台市青葉区作並字棒目木(次の図のとおり)	仙台市青葉区作並字棒目木(次の図のとおり)	仙台市青葉区作並字薬師前(次の図のとおり)	仙台市青葉区作並字岩谷堂(次の図のとおり)	仙台市青葉区新川字中山田(次の図のとおり)	仙台市青葉区新川字中山田(次の図のとおり)

深野沢1	御林沢	中白木	吉成山沢	上山崎沢	薬師沢	日向沢	山根沢1	上菅田沢	上菅田沢2	3向大倉山沢	2向大倉山沢	矢籠山沢	屋敷平沢3	屋敷平沢1	横川岳沢3	横川岳沢2	横川岳沢1	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
仙台市太白区秋保町馬場字深野(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字佐井利、字御林、字白木(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字中白木、字佐井利(次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字吉成山(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字上山崎、字向大倉山、字上小作(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字薬師、字水口、字向前原、字樋渡(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山根、字沢口、字字治沢、字湯湧、字東上原、字向原(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山根、字沢口、字字治沢、字湯湧、字東上原、字向原(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字上菅田、字垣隅、字湯湧(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字上菅田、字垣隅、字湯湧(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字垣隅、字大葉羅(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字垣隅、字大葉羅(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字垣隅、字大葉羅(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字荒沢口、字矢籠山、字大葉羅上、字大葉羅下、字大葉羅、字川縁(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字屋敷平(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字屋敷平(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林(次の図のとおり)

高柵	大手門	小原	烏谷峯の2	烏谷峯の1	大原	折葉の2	柿崎	芋沢八幡	水の森	1 三十人町の	辺田の沢	熊沢	森安沢	大杉の沢	西向の沢	2 丸山沢3-	1 丸山沢3-	丸山沢2	丸山沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
仙台市青葉区大倉字高柵（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字根地木（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字小原（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字烏谷峯（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字烏谷峯（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字大原（次の図のとおり）	仙台市青葉区上愛子字折葉（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字柿崎（次の図のとおり）	仙台市青葉区芋沢字八幡（次の図のとおり）	仙台市青葉区水の森一丁目（次の図のとおり）	仙台市青葉区川内三十人町（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字辺田（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字山口（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字大杉（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字大杉（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字西向（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字丸山（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字丸山（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字大滝、字丸山（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字丸山（次の図のとおり）

屋敷平	横川岳の5	横川岳の4	横川岳の3	瀬戸原	深沢山	日向の2	佐手山	棒目木	関一番の2	関一番の1	北谷地	源左衛門谷地	佐井利の1	4 向大倉山の	3 向大倉山の	2 向大倉山の	大倉薬師	大倉南	1 向大倉山の
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市青葉区大倉字屋敷平（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字屋敷平、国有林（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林（次の図のとおり）	仙台市青葉区作並字瀬戸原（次の図のとおり）	仙台市青葉区作並字深沢山（次の図のとおり）	仙台市青葉区作並字日向（次の図のとおり）	仙台市青葉区新川字佐手山（次の図のとおり）	仙台市青葉区作並字棒目木（次の図のとおり）	仙台市青葉区熊ヶ根字関一番（次の図のとおり）	仙台市青葉区熊ヶ根字関一番（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字北谷地（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字源左衛門谷地（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字御林、字佐井利（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字上菅田、字向大倉山（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山根（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字山根、字向大倉山（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字薬師、字向大倉山（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字南、字西風側（次の図のとおり）	仙台市青葉区大倉字向大倉山（次の図のとおり）

東仙台の1	鶴ヶ谷の4	化粧坂	2 清水下の崩壊	1 清水下の崩壊	苦地中の崩壊	鳥谷峯の崩壊	西原の6の崩壊	西原の5の崩壊	西原の2の崩壊	西原の1の崩壊	下田沢の5の崩壊	6 向大倉山の崩壊	5 向大倉山の崩壊	4 向大倉山の崩壊	3 向大倉山の崩壊	2 向大倉山の崩壊	1 向大倉山の崩壊	西風側の崩壊	矢籠山の3の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市宮城野区東仙台一丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区安養寺三丁目、東仙台七丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区岩切字大前(次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字下清水下(次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字下清水下(次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字苦地中(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字鳥谷峯(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字西原(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字西原(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字西原(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字下田沢(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字薬師、字向大倉山(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字根、字丸森(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山口、字山根(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字上菅田(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字垣隅羅上(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字西風側、字滝ノ上(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字矢籠山、字荒沢口(次の図のとおり)		

西向の3	西向の2	2 野尻町南の崩壊	1 野尻町南の崩壊	昼野の崩壊	土蔵の崩壊	辺田の崩壊	馬場山口の崩壊	大杉の2の崩壊	大杉の1の崩壊	山田の崩壊	土樋の2の崩壊	鶴ヶ谷北の崩壊	鶴ヶ谷東六丁目の崩壊	鶴ヶ谷東二丁目の崩壊	目燕沢東三丁目の崩壊	入山の2の崩壊	入山の1の崩壊	安養寺の3の崩壊	安養寺の2の崩壊
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市太白区秋保町馬場字西向(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字大滝(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字野尻町南(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字野尻町南(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字昼野(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字土蔵(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字辺田(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字山口(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字大杉(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町馬場字大杉(次の図のとおり)	仙台市太白区山田本町(次の図のとおり)	仙台市若林区土樋、土樋一丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区鶴ヶ谷北二丁目、泉区南光台東二丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東四丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目、鶴ヶ谷六丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区燕沢東三丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区岩切字入山(次の図のとおり)	仙台市宮城野区岩切字入山(次の図のとおり)	仙台市宮城野区安養寺一丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区安養寺二丁目、蟹沢(次の図のとおり)

芳ノ沢	瀬木沢	北鎮	上菅	中菅	福岡台	堰田	朴ノ木	杭城山	杉下	堂所屋敷	大沢日焼	山の寺一丁目	松陵	松森内町	小堤	旭丘堤	水上北	町北	中	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市泉区朴沢字芳ノ沢（次の図のとおり）	仙台市泉区朴沢字瀬木沢（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字北鎮（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字上菅、字中菅（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字中菅（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字台（次の図のとおり）	仙台市泉区西田中字朴ノ木山、字山岸（次の図のとおり）	仙台市泉区西田中字台（次の図のとおり）	仙台市泉区西田中字杭城山（次の図のとおり）	仙台市泉区小角字杉下、字日陰（次の図のとおり）	仙台市泉区根白石字堂所山、字堂所屋敷（次の図のとおり）	仙台市泉区七北田字大沢日焼（次の図のとおり）	仙台市泉区山の寺一丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区歩坂町、松陵一丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区松森字内町、字西沢、字下町、鶴が丘二丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区虹の丘一丁目、上谷刈字小堤（次の図のとおり）	仙台市泉区旭丘堤二丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町長袋字水上北（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字町北（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場字中（次の図のとおり）	

堀田沢の1	岩下	草井原	沢ノ口	檀ノ原の2	針生山	銅谷堤下	青笹山	花輪山	朴ノ木山	檀ノ原の1	新小山	平場	小家下	上菅	細柳向菅沢	高森一丁目	七北田新田	白水沢	草井原	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市泉区根白石字堂所屋敷、字堂所山（次の図のとおり）	仙台市泉区朴沢字岩下（次の図のとおり）	仙台市泉区朴沢字草井原、字経堂原（次の図のとおり）	仙台市泉区朴沢字中小屋（次の図のとおり）	仙台市泉区朴沢字檀ノ原（次の図のとおり）	仙台市泉区根白石字行木沢、字針生山（次の図のとおり）	仙台市泉区根白石字銅谷山、字銅谷堤下（次の図のとおり）	仙台市泉区根白石字青笹山、字姥懐（次の図のとおり）	仙台市泉区根白石字上川原、字花輪山（次の図のとおり）	仙台市泉区西田中字根岸、字朴ノ木山（次の図のとおり）	仙台市泉区朴沢字檀ノ原（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字小山（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字平場（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字小家下、字鱒沢（次の図のとおり）	仙台市泉区福岡字菅ノ崎（次の図のとおり）	仙台市泉区実沢字細柳向菅沢（次の図のとおり）	仙台市泉区高森一丁目、実沢字菅野屋敷（次の図のとおり）	仙台市泉区七北田字野山、将監四丁目、将監殿二丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区七北田字白水沢、将監一丁目（次の図のとおり）	仙台市泉区朴沢字草井原（次の図のとおり）	

堀田沢の2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区根白石銅谷山（次の図のとおり）
坂下	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区朴沢字坂下（次の図のとおり）
大満寺	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区小角字日陰、字大満寺（次の図のとおり）
館	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区館四丁目（次の図のとおり）
山の寺の1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区山の寺二丁目（次の図のとおり）
山の寺の2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区山の寺二丁目（次の図のとおり）
地獄沢2	土石流	遠田郡浦谷町小里字五郎沢、字立場、字寺池、字新脇（次の図のとおり）
地獄沢3	土石流	遠田郡浦谷町小里字立場（次の図のとおり）
1地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町小里字守、字鹿の子（次の図のとおり）
3地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町成沢字金洗沢（次の図のとおり）
4地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町成沢字金洗沢（次の図のとおり）
5地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町成沢字成沢中、字沢田（次の図のとおり）
6地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町成沢字万貫木、字中里（次の図のとおり）
7地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町成沢字雨溜、字横沢、字万貫木（次の図のとおり）
8地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町成沢字横沢（次の図のとおり）
9地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町成沢字古清水（次の図のとおり）
10地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町成沢字後田（次の図のとおり）
11地獄沢4	土石流	遠田郡浦谷町小里字館ヶ森（次の図のとおり）
相野沼2	土石流	遠田郡浦谷町上郡字相野沼（次の図のとおり）
田下	土石流	遠田郡浦谷町浦谷字田下、字新田下（次の図のとおり）

次の図のとおり

宮城県土木部防
災砂防課及び宮
城県北部土木事
務所

福沢	土石流	遠田郡浦谷町浦谷字福沢（次の図のとおり）
短台沢	土石流	遠田郡浦谷町猪岡短台字短台（次の図のとおり）
長根南	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町小里字長根南（次の図のとおり）
八郎崎1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町上郡字八郎崎（次の図のとおり）
八郎崎2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町上郡字八郎崎（次の図のとおり）
上谷崎	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町上郡字上谷崎（次の図のとおり）
浦谷の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字上町（次の図のとおり）
1浦谷の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字福沢、字日向町（次の図のとおり）
2浦谷の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字福沢（次の図のとおり）
1福沢の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字福沢（次の図のとおり）
2福沢の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字福沢（次の図のとおり）
福沢の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字福沢（次の図のとおり）
福沢の3	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字福沢（次の図のとおり）
外作田の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字外作田（次の図のとおり）
新見竜寺前	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字新見竜寺前、字見竜寺前、字龍測寺（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
月見沢	土石流	仙台市青葉区上愛子字荒（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
屋敷平沢2	土石流	仙台市青葉区大倉字屋敷平（次の図のとおり）	
山根沢2	土石流	仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山根、字丸森、字東上原、字上原（次の図のとおり）	
折葉の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区上愛子字折葉（次の図のとおり）	
下倉	地すべり	仙台市青葉区大倉字狐森、字堰下、字下窪（次の図のとおり）	
大豆沢	地すべり	仙台市青葉区大倉字新田、字前原、字大豆沢（次の図のとおり）	
天狗沢	地すべり	仙台市青葉区上愛子字太平（次の図のとおり）	
大沢	地すべり	名取市高館熊野堂字大沢中、仙台市太白区坪沼字一貫地（次の図のとおり）	
地獄沢1	土石流	遠田郡涌谷町小里字五郎沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
地獄沢4	土石流	遠田郡涌谷町成沢字金洗沢、字藤原（次の図のとおり）	
小里沢1	土石流	遠田郡涌谷町小里字小森（次の図のとおり）	
相野沼1	土石流	遠田郡涌谷町上郡字相野沼（次の図のとおり）	
千刈田の沢	土石流	遠田郡涌谷町猪岡短台字仏供殿（次の図のとおり）	
大久保	地すべり	遠田郡涌谷町上郡字大久保（次の図のとおり）	
湯ノ倉	地すべり	加美郡加美町宮崎字湯ノ倉一番（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百九十六号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、パーキング・

公 告

メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を令和二年二月十四日次のとおり委託した。
令和二年三月十三日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 契約の相手方
仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号
キョウワセキュリオン東北株式会社
二 委託期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
令和二年三月十三日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東一―五―一七	令和二年三月一日
あべ脳神経クリニック	名取市上余田字市の坪二七〇番地	令和二年三月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東塩釜調剤薬局	塩釜市藤倉三丁目六一	令和二年三月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機

関の指定の辞退があつたので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東三ー一ー二ー一F一〇	令和二年三月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
共創未来河北薬局	石巻市成田字小塚一三三ー一四	令和二年三月一日

三 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
公益社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション	加美郡加美町字南町一八一ー一	令和二年三月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年三月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館熊野堂字岩口上二十三番二十九、二十四番、二十五番七、二十七番一、六十一番、二十五番七の地先の水

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
出光興産株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察勤務管理システム構築業務
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年一月二十九日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 北港情報サービス株式会社 大阪府吹田市豊津町八番七号
- 五 契約金額 二億三百九十四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十三日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成二年宮城県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「伝染病等」を「感染症等」に改める。

第四十四条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同条中「臨時職員、非常勤職員等」を「会計年度任用職員（地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。）等」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
令和二年三月十三日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日時 令和二年三月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の仕事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第四号議案 教育財産管理規則の一部改正について

第五号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第二号第一項第五号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

第六号議案 県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

第七号議案 市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

第八号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

第九号議案 宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則の制定について

第十号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

第十一号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

第十二号議案 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

第十三号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第十四号議案 宮城県特別支援教育将来構想実施計画（後期）について

傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―三六一一）

選挙管理委員会

〇宮選管告示第二十三号

令和二年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、六六四

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四一、六四七

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	八 一、七 三 八	岩 沼 選 挙 区	一 二、一 三 五
宮 城 野 選 挙 区	五 三、〇 〇 七	登 米 選 挙 区	二 二、四 三 五
若 林 選 挙 区	三 八、二 六 六	栗 原 選 挙 区	一 九、四 四 四
太 白 選 挙 区	六 四、五 三 五	東 松 島 選 挙 区	一 一、一 七 一
泉 選 挙 区	五 九、八 九 四	大 崎 選 挙 区	三 六、四 六 四
石 巻・牡 鹿 選 挙 区	四 二、六 三 八	富 谷・黒 川 選 挙 区	二 五、四 六 八
塩 釜 選 挙 区	一 五、四 七 二	柴 田 選 挙 区	二 二、九 四 三
気 仙 沼・本 吉 選 挙 区	二 一、八 九 四	亘 理 選 挙 区	一 三、〇 九 五
白 石・刈 田 選 挙 区	一 三、五 二 七	宮 城 選 挙 区	一 三、九 二 七

名 取 選 挙 区 二二、四三三 加 美 選 挙 区 八、五〇五
 角 田 ・ 伊 具 選 挙 区 一一、一五〇 遠 田 選 挙 区 一一、六二四
 多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区 二二、六三三

○宮城管告示第二十四号

令和二年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和二年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四一、六四七

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第7号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年3月13日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
石巻市
- 2 事業の種類
市道元明神大街道東二丁目繰新設工事(宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門脇字浦屋敷地内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで)及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 宮城県石巻市門脇字元明神

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
80番2	田	雑種地	2,814	2,811.85	1,264.36

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、登記名義人 大森政治 法定相続人(別紙のとおり)

なお、大森政治の登記記録上の住所 宮城県桃生郡矢本町赤井字鶯塚24番地

(注)別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

賃借権

東永機工建設株式会社

上記代表者 代表取締役 小野寺智哉

宮城県仙台市宮城野区白鳥二丁目35番10号

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和2年3月6日

○宮城県収用委員会告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年3月13日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
宮城県
- 2 事業の種類
県道山下停車場線改築工事(宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県亘理郡山元町山寺字雁田

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	収 用	使 用
139番2	宅地	宅地	189.08	185.13	53.67	3.64

4 土地所有者の氏名及び住所

遠藤 龍之

宮城県亶理郡山元町大平字味噌野58番地1

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和2年3月6日